

令和3年度 第2回刈谷市入札監視委員会 議事録

1 日時 令和3年11月5日(金) 13:30～15:00

2 場所 刈谷市役所 3階 301会議室

3 出席した委員(委員数4名)

委員長 奥村 勇雄(元会計検査院審議官)

委員長職務代理者 近藤 克麿(公認会計士)

委員 佐野 真紀(愛知教育大学准教授)

委員 加藤 時彦(弁護士)

4 出席した事務局職員(6名)

宮田総務部長、早川契約検査課長、神谷課長補佐

並木契約係長、深谷検査係長、下島主任主査

5 議題及び概要

(1) 契約工事の報告について(6月から9月分)

→事務局より説明。

(2) 抽出事案の説明について

→抽出案件 3件(一般競争入札2件、随意契約1件)を承認。

(3) その他

→事務局より以下の件を報告。

・次回の審査事案の抽出担当者について →近藤委員に依頼。

・次回の開催日について →第3回 令和4年2月18日(金)

6 主な質疑

質問・意見	回答
<p><u>議題（１）契約工事の報告について（６月から９月分）</u></p> <p>Q：（委員） 予定価格事前公表案件の内１０件が最低制限価格を下回っていて、件数が多くないか。</p> <p>Q：（委員） 開札の時にどのようにしてくじ引きをするのか。</p>	<p>A：（事務局） 最低制限価格近辺での低い応札が実際に増えているが原因などは分かっていない。</p> <p>A：（事務局） くじ引きは電子で行われるので、コンピュータの自動計算になる。</p>
<p><u>議題（２）抽出事案の説明について</u></p> <p>・ 案件１件目</p> <p>市道２－２２３号線他道路改良工事 （一般競争入札 土木一式工事）</p> <p>Q：（委員） 業者選定審査会の翌日に入札公告となっているが、入札の締め切りまでどのくらいの期間が設定されているのか。</p> <p>Q：（委員） 業者の見積期間がかなりタイトになると思うが、工事の年間スケジュール等は大体決まっていて、業者も把握しているのか。</p>	<p>A：（事務局） 価格によって違うが、建設業法施行令で見積もり期間が定められていて、１０日以上と１５日以上となる。この工事の額だと１０日以上になる。</p> <p>A：（事務局） 年間の発注スケジュールは、３か月に１度自治体の公共工事の発注工事と発注見通しを出している</p>

<p>Q : (委員) 低入札で3者が同額の入札であったが、内訳書など確認しているか。内訳書の金額が違っていたとしたら、入札額も違ってくるのではないか。</p>	<p>A : (事務局) 入札時に入札書と工事内訳書を提出することになっている。内訳書の内容は業者ごとに違いがあったが、入札額は同額であった。積算に問題があったとは考えていない</p>
<p>Q : (委員) 落札額が低い結果となったことで、工事にかかる経費、金額と公共工事の価格設定にずれがあると思われるが、どれくらいの期間で価格や単価の見直しをしているのか。</p>	<p>A : (事務局) 愛知県の単価を使っており、単価の見直しは、月に1回行っている。</p>
<p>・ 案件2件目 刈谷市民休暇村大規模改造（建築）工事 （一般競争入札 建築一式工事）</p>	
<p>Q : (委員) 辞退した4者は入札しなければ辞退したと同じであるが、何故辞退届を出したのか。参加申込みしたが入札しない場合問題あるか。</p>	<p>A : (事務局) 辞退届は、要領で提出するようになっている。提出しない場合でも資格停止などのペナルティはない。</p>
<p>Q : (委員) 業者が積算した金額が予定価格より高かった場合、その高い額での入札をすることはあるか。</p>	<p>A : (事務局) 全くないわけではない。公告が出た時点では参加申込みしたが、積算してみたら無理だったということなので、通常は辞退届になる。</p>

Q：(委員) 予定価格では工事の施工ができない業者が多いとなると、落札した業者もギリギリの価格であると考えられるため、手抜き工事、祖雑工事につながる懸念があるのでは。

・ 案件 3 件目

青山斎園火葬炉設備修繕

(随意契約、機械器具設置工事)

Q：(委員) 随意契約の予定価格はどのように決められるのか。

Q：(委員) 火葬炉の特許や実用新案権というのはどういうものか。

※ 以上より、抽出案件 1～3 について、入札監視委員会として内容を承認することで決定。

A：(事務局) 条件通りの施工可能ということで応札したものと理解しているが、祖雑工事にならないよう管理監督する部署と情報共有を図っている。この案件は、工事担当課の管理だけでなく、設計事務所に監理業務を委託している。

A：(事務局) 工事担当課で積算を行っており、施工業者から見積もりを取り、県の単価表や過去の見積もり等参考にし、実際の数量や工程などを考慮して決定している。

A：(事務局) 火葬炉の形状が意匠登録しており、この炉の本体がNレンガとセラミックモルタルでこれが実用新案である。この炉自体が特許とか実用新案のかたまりのようなものである。